

## 真室川町観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 真室川町

事 業 名 : 観光施設事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用	事業開始年度	平成13年度
事業の種類	日帰り・宿泊温泉事業	施設名	まむろ川温泉梅里苑
職員数	1 人		
事業の内容	観光施設(日帰り温泉及び宿泊施設)の管理運営		
民間活用の状況	ア 民間委託		
	イ 指定管理者制度	令和2年4月から指定管理者による管理運営を開始 (令和2年度から5年間)	
	ウ PPP・PFI		

(2) 料金形態 (料金の概要)

料金の概要・考え方	設置条例において、下記のとおり使用料上限を設定している。なお、令和2年度より指定管理者制度を導入しており、当該「使用料」は「利用料金」と読み替え、指定管理者の収入となることとし、民間活力の効率的な活用を図っている。 利用料金額は受益者負担の原則に基づきつつ、周辺施設の状況も配慮して検討している。	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和2年4月1日	

1. 宿泊料金(1室につき)

区 分	1名あたりの料金
特別室	7,800円
和室	5,500円

2. 入浴料金

区 分	日帰り	宿泊
大人	400円	200円
小学生	200円	100円

3. コテージ等料金

施 設	1泊(基本料金)	日帰り(基本料金)
コテージA棟	金曜日・土曜日及び祝祭日の前日6名まで15,400円/棟	7,800円/棟 コテージA棟及びコテージD棟は8名、コテージB棟及びコテージC棟は9名まで
コテージB棟	上記以外の日13,300円/棟	
コテージC棟	1名追加につき1,100円を加算	
コテージD棟	ただし、追加はコテージA棟及びコテージD棟は2名、コテージB棟及びコテージC棟は3名まで	
森林トロッコ	1回100円	

(3) 現在の経営状況

年間利用状況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	R1		H30		H29	
		77,020		73,074		73,312
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R1	91.0%	H30	105.2%	H29	96.5%
経費回収率 ※過去3年度分を記載 利用料金収入/総費用で計算	R1	53.4%	H30	56.7%	H29	60.6%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載 他会計繰入金/総費用で計算	R1	37.6%	H30	47.3%	H29	35.9%

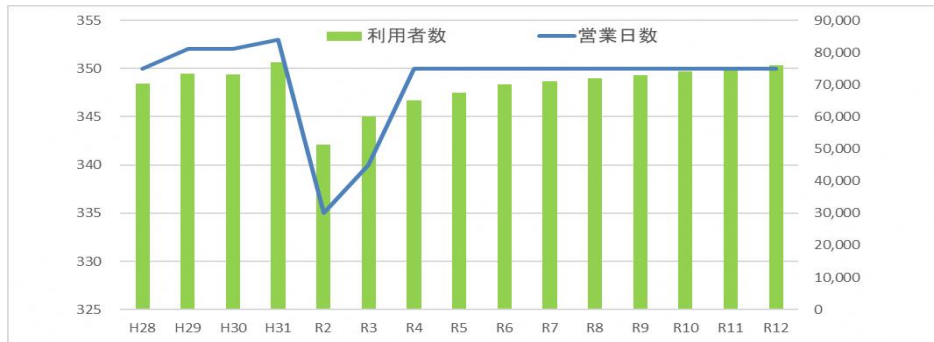
【上記の収益、資産等の状況等を踏まえた現在の経営状況の分析】

他会計補助金比率が高いことは問題であり、そのために民間ノウハウを活用すべく、令和2年度より指定管理者制度を導入した。今後は指定管理者の評価を適正に行いつつ、民間事業者ならではの創意工夫を期待し、さらなる経営健全化を図るものである。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 施設利用者数の見通し

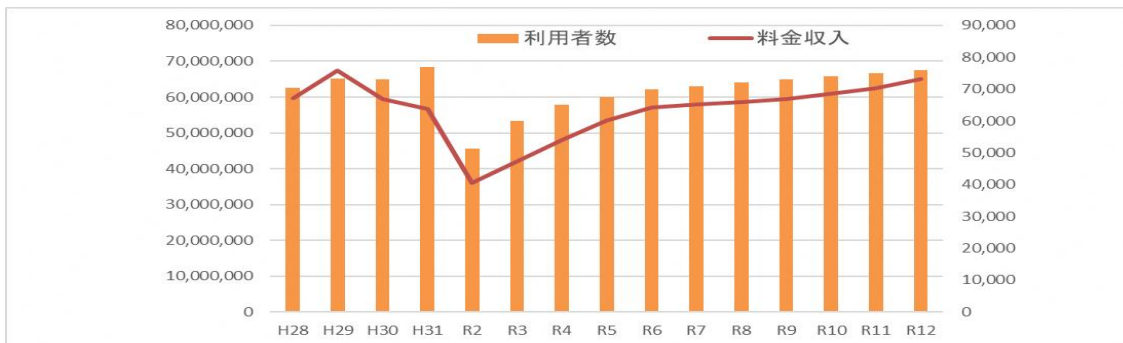
下図の通り、新型コロナウイルス感染症が流行するまでは、利用者数(棒グラフ)は比較的堅調に推移してきた。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で営業日数(折れ線グラフ)が減少したことから利用者数も大きく減少したが、ワクチンの普及に伴って、同ウイルスの影響が沈静化し、営業日数も従前どおりに回復すると、利用者数も回復するものと想定している。



### (2) 料金収入の見通し

下図は、合計利用者数と料金収入の関係を示したものである。令和2年度は本資料作成時点で指定管理者が集計中であるため見込値としている。(なお、令和2年度より指定管理者制度を導入しているため、令和2年度からは当町の収入ではなく、指定管理者の収入を表している。)

ここからわかるとおり、利用者数と料金収入はおおむね連動しており、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で利用者数が大幅に減少したことから、料金収入も減少している。そのため、今後新型コロナウイルスの影響がおさまリ、利用者数が例年通りに転じると料金収入も増加すると思われる。



### (3) 組織の見通し

本施設の管理運営は、令和2年度より指定管理者制度を導入していることから、施設に町職員を配置していない。また、指定管理者の指導・管理については、町職員1名が担当している。

専門家による第三者評価等も導入することで、職員の作業工数を適切に管理し、今後も指定管理者による職員の適正配置を図っていくものである。

### 3. 経営の基本方針

・真室川町では、第6次総合計画の基本目標に「やりがいを持って安心して働けるまち」「健やかで安心して暮らせるまち」を掲げており、地域住民の雇用の創出と交流の場の提供は、重要な課題であると認識している。そのためにも、民間ノウハウを活用し、本施設の魅力向上を図ることで、関係人口の創出を図り、ひいては雇用場所としての継続と町民の交流促進の場の活性化を図るものである。

・上記の考え方に基づき、令和2年度より指定管理者制度の導入を行い、新型コロナウイルス感染症の影響により集客効果は現時点で把握できない状態であるものの、既に施設専用ホームページの作成やレストランメニューの刷新など、数々の創意工夫がなされているところであるため、こうした民間活力を適正に取り入れた運営を今後も継続していくこととしたい。

・本事業の経営の基本方針としては、「指定管理者制度の適正な活用による、さらなる施設の魅力向上と集客力の向上を促進し、ひいては町民の健康・交流促進と関係人口の増加を図ること」を想定している。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	・経年劣化による施設及び設備等の修繕更新については、事業費の平準化を図りながら計画的に実施していく。 ・施設及び設備等の定期的な点検を実施し、速やかな修繕や予防保全に努め、適正な維持管理を行う。

①施設修繕等：施設の修繕及び設備の更新については計画に沿って適正に行う。

②設備保守点検：設備の月次点検、年次点検及び保守管理を実施し、速やかな修繕によりトータルコストの低減を図る。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	・町は指定管理者に対し、年度協定で定める指定管理料を支払う。 ・地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を導入し、指定管理者が利用料金収入をもとに施設の運営管理を行う。

①料金収入：指定管理者が収入とする利用料金は、新型コロナウイルス感染症の終息とともに日帰り入浴者数や宿泊者数が徐々に増加し、利用料金も比例して増加していく推計となっている。

②他会計補助金：一般会計から指定管理料を繰入れる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している利用料金については減収補てんを行う。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・収支計画の策定に際しては、指定管理者制度を令和2年度から導入した。利用料金制を採用したため、民間事業者へのインセンティブが機能することが想定され、新型コロナウイルスの影響による利用者減少といった外部環境の沈黙化に伴い、町が負担する指定管理料の低減効果も期待できるものと思われる。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	今後も指定管理者制度を継続し、民間企業による独自の運営企画や経営ノウハウを展開することによって、更なる利用者サービスの向上と施設の安全確保に努める。
投資の適正化	施設の老朽化が進んでいるため、施設改修や設備更新を計画的に実施し、単年度経費が過多にならないように事業を平準化して実施していく。
その他の取組	指定管理者が実施する各種体験事業や企画イベントにより、特に閑散期の誘客につなげて収益の確保に努める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金	消費税の変動や社会経済情勢に応じて、料金単価を見直す検討を行う。
稼働率・利用者数	観光ニーズに合致したPR活動や新たな観光施策を展開し、利用者の増加に努める。
企業債	—
繰入金	新型コロナウイルス感染症の影響により、料金収入が激減していることから、終息を見込めるまでの当分の間については、減収分を一般会計からの繰出金で補填し、継続経営を図る。
資産の有効活用等による収入増加の取組	温泉施設及び周辺の整備計画について調査検討を行う。また、指定管理者と連携した事業を実施し、誘客を図り収益の拡大に繋げる。
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	—
管理運営費	今後も指定管理者制度を継続し、民間企業による独自の運営企画や経営ノウハウを展開することによって、更なる利用者サービスの向上と施設の安全確保に努める。
職員給与費	施設の管理運営に必要なとされる適正な人員の確保や給与等の労働環境については、指定管理者制度導入により既に確立されている。なお、指定管理者の裁量により更なる労働環境の充実を進める。
その他の取組	—

## 5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本事業は本町の観光振興にとって重要な役割を担っていることから、一定の意義を有した必要性の高いサービスである。
公営企業として実施する必要性	本事業は、観光面だけでなく、町民の福祉向上と健康増進、地域振興を目的とした公益性の高い事業であり、公営企業として事業を継続する必要がある。

## 6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度の決算期において、進捗状況の確認を行うとともに、3年から5年を目途に適切な検証を行うほか、投資及び財政計画と実績に大幅な乖離が生じた場合は随時見直しを行う。 また、社会情勢や観光施設を取り巻く状況に変化が生じた場合にも随時更新を行い、より効率的な投資・財政計画となるよう見直しを進める。
---------------------	---